

第32回 大垣市都市計画景観審議会議事録  
(令和6年3月29日)



## 第32回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第32回大垣市都市計画景観審議会を、令和6年3月29日（金）市役所4階情報会議室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

### 議 題

- 1 第1号議案 大垣都市計画高度利用地区の変更について
- 2 第2号議案 大垣都市計画第一種市街地再開発事業の決定について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

### 出席委員

車戸会長、岩井豊太郎副会長、井口委員、臼井委員、田中委員、松川委員、安田聖子委員、溝口委員、安田光利委員、林委員、石川委員、岩井哲二委員、粥川委員、長谷川委員、吉田委員（代理出席：大垣警察署 交通第一課長 今津 篤 氏）、広瀬委員、後藤委員、春田委員、平田委員

### 欠席委員

野木森委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

大垣市長

石田 仁

都市計画部長	真鍋 和生
都市計画課長	清水 克人
都市計画課技術対策官	渡部 晃司
市街地整備課長	西脇 好尚
都市計画課主幹	高田 康成
都市計画課主幹	桐山 知弘
都市計画課主幹	西森 純
都市計画課主幹	伊藤 孝弘
市街地整備課主幹	相崎 佳彦
市街地整備課主幹	横山 智広
市街地整備課主査	吉國 豪

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主任	矢田 佳大
都市計画課主事	河合 姫那

(開会時刻 午後1時00分)

事務局  
(都市計画部長)

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、只今から第32回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。私は、都市計画部長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回も新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止のため、Web会議併用のハイブリッド会議として開催いたしております。3名の委員様にWeb会議システムを利用して出席いただいております。本審議会がスムーズに進行できますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の委員様の出欠状況ですが、野木森委員様のご都合によりご欠席でございます。また、吉田委員様もご都合によりご欠席でございますが、大垣警察署交通第一課長の今津様に代理でご出席いただいております。

本日は今年度第1回目となる会議でございますが、岐阜県不動産鑑定士協会会員の安田様、市議会議員の石川様、粥川様、長谷川様、大垣警察署の吉田様に、新しく審議会委員にご就任いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

さて、本日の審議会でございますが、委員の皆様の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり、石田大垣市長がごあいさつ申し上げます。

石田 大垣市長

あいさつ（略）

事務局  
（都市計画部長）

ありがとうございました。ここで、市長は他の公務のため退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

※ 市長退席

それでは、これよりの議事進行につきましては、審議会設置条例第6条第2項の規定により、車戸会長にお願いしたいと存じます。

車戸会長、よろしく願いいたします。

会 長

冒頭に事務局から説明がありましたとおり、本日もWeb会議併用開催となっております。つきましては、「大垣市都市計画景観審議会におけるWeb会議システムを利用した会議運営について」に則り、議事を進行させていただきたいと存じます。出席や退席の扱いはこの指針のとおりとさせていただきますので、ご承知おきください。

本日の議事録署名者でございますが、長谷川委員様と、広瀬委員様にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

また、本会議は公開となっております。本日はおひとり傍聴の方がいらっしゃいます。大垣市■■■■の■■■■様です。入室を許可してもよろしいでしょうか。

委 員

(異議なし)

会 長

入室していただきます。

※ 傍聴希望者 入室

それでは、本日の議案の審議に入りたいと思います。本日の議案は、2件でございます。

令和6年1月15日付け都第268号で諮問のございました、第1号議案「大垣都市計画高度利用地区の変更について」及び第2号議案「大垣都市計画第一種市街地再開発事業の決定について」です。

これにつきましては、内容が関連しておりますので、第1号議案、第2号議案の2つの議案について、合わせて説明をお願いし、質疑などにつきましては、後ほどまとめて行うということで、進めさせていただきたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(市街地整備課長)

市街地整備課長の西脇でございます。よろしく願いいたします。

今回、ご審議をいただきます「第1号議案 大垣都市計画高度利用地区の変更について」及び「第2号議案 大垣都市計画第一種市街地再開発事業の決定について」でございますが、はじめに、都市計画決定の対象地区である大垣駅南前地区についてご説明をさせていただきます。

その後、関連がございます第1号議案と第2号議案を一括してご説明させていただきます。よろしく願いいた

します。

それでは、はじめにお手元の参考資料「大垣駅南前地区について」をご覧くださいと存じます。

1の「概要」でございますが、大垣駅南前地区は、大垣駅南口から約200mに位置しており、旧百貨店の空きビルや共同ビル、青空駐車場等があり、低未利用な区域となっております。

そうした中、本地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、中心市街地への居住促進と賑わいの創出を目的とした市街地再開発事業の事業化に向け、令和4年に準備組合が設立されました。

準備組合におきまして、今年度は、事業区域や主要用途などの基本計画がまとめられ、令和6年度は、基本設計や資金計画など、より詳細な事業計画を作成する予定となっております。

2の「対象地区」でございますが、旧百貨店周辺の高屋町、桐ヶ崎町、宮町の一部を含む赤枠で囲まれた約1.2ヘクタールの区域となっております。

3の「準備組合」でございますが、名称は、「大垣駅南前地区市街地再開発準備組合」で、理事長は、松本正平様でございます。

準備組合の設立は、令和4年11月25日で、組合員は、個人と法人を合わせて16人でございます。

裏面をご覧ください。

4の「施設計画」でございますが、準備組合により作成されました基本計画によりますと、計画区域内を3つの街区に分けて考えられております。

区域東側の「第1街区」では、21階建ての建物で、1階から3階は店舗、4階から21階は約140戸の住宅が計画され

ており、店舗の一部には、都市機能誘導施設として食料品スーパー等が検討されております。

区域南側の「第2街区」では、4階建ての自走式立体駐車場が、その北側の「第3街区」では、6階建ての福祉施設が計画されております。

なお、現時点の計画でありますので、今後、事業計画など、詳細に検討される中で変更になる可能性がございます。

5の「都市計画決定」でございますが、事業化に必要な都市計画決定は、「高度利用地区の変更」と「第一種市街地再開発事業の決定」となります。

都市計画決定の案につきましては、この後、議案に沿ってご説明させていただきます。

6の「工事着手までの流れ」でございますが、都市計画決定後、組合設立認可と権利変換計画認可を受け、工事着手という流れになります。

なお、現在、準備組合では、令和6年度中の組合設立認可を目指しております。

それでは、第1号議案「大垣都市計画高度利用地区の変更について」を、ご説明させていただきます。

第1号議案をご覧いただきたいと存じます

はじめに、1ページの「大垣都市計画高度利用地区の変更（大垣市決定）」の計画書をご覧ください。

今回の高度利用地区の変更につきましては、表の一番左の種類に記載しております平成22年に決定しました「大垣駅南地区」に、「大垣駅南前地区」を追加変更するものでございます。

「高度利用地区（大垣駅南前地区）」における上段には

区域東側の第1街区を、下段には区域南側の第2街区とその北側の第3街区について記載しております。

第1街区につきましては、住宅の立地を誘導する区域として、建築物の容積率の最高限度を700パーセント以下、建築物の容積率の最低限度を200パーセント以上、建築物の建ぺい率の最高限度を80パーセント以下、建築物の建築面積の最低限度を200平方メートル以上としております。

第2街区と第3街区につきましては、建築物の容積率の最高限度を500パーセント以下、建築物の容積率の最低限度を170パーセント以上、建築物の建ぺい率の最高限度を80パーセント以下、建築物の建築面積の最低限度を200平方メートル以上としております。

なお、本地区におきましては、大垣駅南地区で定めている「壁面位置の制限」はございません。

2ページが新旧対照表、3ページが都市計画総括図、4ページが計画図、5ページは参考図（敷地配置図）でございます。

6ページから7ページは理由書でございます。

決定の理由といたしましては、本地区で高度利用地区を設定することにより、中心市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新及び商業環境の改善を図ることとでございます。

続きまして、「第2号議案 大垣都市計画第一種市街地再開発事業の決定について」を、ご説明させていただきます。

第2号議案をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、1ページの「大垣都市計画第一種市街地再開

発事業の決定（大垣市決定）」をご覧ください。

市街地再開発事業において、都市計画に定める事項を記載しておりますので、主な部分をご説明させていただきます。

表中の中段に記載しております「建築物の整備に関する計画」につきましては、「街区全体」で「建築面積」約4,800平方メートル、「延べ面積」約30,800平方メートルでございます。

主要用途としましては、店舗、住宅、駐車場、福祉施設でございます。

次に、表中の下段に記載しております「建築敷地の整備に関する計画」につきましては、「建築敷地面積」は「街区全体」で約6,200平方メートル、内訳として、第1街区が約2,400平方メートル、第2街区が約2,600平方メートル、第3街区が約1,200平方メートルでございます。

整備計画としましては、歩行者動線に配慮した通路や緑地帯を配置し、歩行者の安全性、快適性の確保を図ることとしております。

2ページが都市計画総括図、3ページが計画図、4ページは参考図（敷地配置図）でございます。

5ページから6ページは理由書でございます。

決定の理由といたしましては、本地区において第一種市街地再開発事業を推進することにより、中心市街地における住宅供給と商業環境の改善を図ることとでございます。

次に、これまでの経緯及び、今後の予定についてご説明させていただきます。

この都市計画の案につきましては、令和6年1月9日に地

権者及び近隣住民の皆様などに説明会を開催したところ、36名の方が参加されました。

説明会において、都市計画決定の手続きを進めることに、反対意見はございませんでした。

その後、令和6年3月1日から3月15日の間、都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧を実施しましたところ、高度利用地区の変更についての縦覧者は5人、市街地再開発事業の決定についての縦覧者は6人、また、意見書の提出が1件ございました。お手元にお配りしております、別紙「都市計画法第19条第2項に基づく大垣都市計画の案の縦覧に対する意見書の要旨及び市の見解」をご覧ください。

提出されました意見に対し、市の見解としましては、特に問題はないものと判断し、都市計画の案のとおり進めて参りたいと考えております。

この両議案につきましては、市の決定案件でございますので、当審議会でご了承いただいたのち、知事協議を経て、決定告示を行っていく予定でございます。

以上で、第1号議案及び第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、只今の議案に関しまして、車戸会長は大垣駅南前地区市街地再開発準備組合のアドバイザーであることから、この議案の審議に関してはご辞退され、退席されるとの申し出がありました。つきましては、大垣市都市計画景観審議会設置条例第5条第4項の規定により、代わって岩井副会長に議事の進行をお願いいたします。

会 長

よろしく願いいたします。

私はアドバイザーであるということで組合員ではなく、利益に対して抵触することはございませんが、前回、南街区の時も退席させていただきましたので、今回も同じようにこの審議に関してのみ退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

※ 車戸会長 退席

副会長

それでは、暫時、私が車戸会長に代わって議事進行を務めたいと思いますので、よろしくご協力お願いいたします。

先程の事務局からの議案の説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらご発言願います。

委 員

大垣駅南前地区市街地再開発事業の中の第3街区の福祉施設というのは、どのような施設を計画されているのかお尋ねしたい。

事務局  
(市街地整備課長)

今のところ、準備組合では、基本計画の中で主要な用途として福祉施設を位置付けておりますが、具体的にどのような形態の福祉施設かは伺っておりません。準備組合では令和6年度に事業計画で、詳細な検討をまいりますので、その中で検討されるものと認識しております。

委 員

まだ決まっておらず、今後、協議し、決定していくということで了解しました。

委 員

第1街区、第2街区、第3街区とありますが、これは建物が孤立しているというか、旧百貨店にあったような連絡通路は計画されていませんか？

事務局

(市街地整備課長)

現在の計画では、東側第1街区が店舗と住宅、第2街区が駐車場、第3街区が福祉施設となり、それぞれ個別の建物を建てるということで、連絡通路の計画はありません。

委 員

後から設置はできないため、連絡通路を計画していただけると、より一層利用価値が高くなると思いますが、如何でしょうか。

事務局

(市街地整備課長)

建物と建物をつなげる検討は、その二つの建物の利用者が同じ場合に行うことになるかと思えます。今回の場合、駐車場でございますので、その駐車場を第1街区の駐車場に使うことになればそうした利用が出てくるかとは思いますが、道路の上を通るため、占用等の問題もございいます。そのようなご意見をいただいたことを、準備組合にお伝えしたいと思えます。

委 員

わかりました。

委 員

まず、一点目、第1街区は21階とお聞きし、相当高いかと思えますが、周辺の住宅の日照などに影響はありますか？

地域住民の方は納得していますか？

事務局

周辺住宅の日照への影響につきましては、まず、法令

(市街地整備課長)

遵守が原則となります。

建物のレイアウトにつきましては、準備組合の方で周辺建物等を考慮しながら計画しております。

なお、説明会におきましても21階建てが予定されていることは、ご説明させていただいております。

委 員

近くに、日照について近隣住民とトラブルになっている地区もありますので、ぜひ丁寧に地域住民の方に説明していただきたいと思います。

もう一点、容積率について、第1街区が700%、第3街区が500%となっておりますが、この理由を説明してください。

事務局

(市街地整備課長)

第1街区につきましては、住宅供給による居住促進を図るということで高い建物を設置し、住宅の個数を増やすという意味合いもございまして、容積率を700%としているものでございます。

委 員

もう一点、(参考資料の2ページ目)赤線で囲った部分がコの字型となっており、一部空いているところがありますが、ここは地権者の賛同が得られなかったということでしょうか？

事務局

(市街地整備課長)

この区域の設定は、市街地再開発事業に参加を希望された地権者様の土地を対象に準備組合が事業区域を定めておりますので、このような形にはなっておりますが、参加を希望されなかった地権者様も事業に反対をされているわけではございません。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員

第1街区の件で、店舗・住宅というご説明がございましたが、店舗に関する情報がありましたら教えていただきたいです。

事務局

(市街地整備課長)

店舗につきましては、今のところ1階から3階までが店舗になる基本計画で、具体的な店舗名まではまだ伺っておりません。ただ、一部には食料品スーパーを検討されているということは伺っております。令和6年度の事業計画の中で検討されるものと認識しております。

委員

ありがとうございます。

現在この地域では、スーパー、食料品のニーズは多いと思いますので、よくご検討いただきたいと思います。

また、環境に配慮した自然エネルギー等を利用した建物を作られることを望んでいますので、それも併せて申し上げたいと思います。

事務局

(市街地整備課長)

準備組合に伝えさせていただきます。

委員

(参考資料2ページ目の) 赤枠のコの字型でへこんでいる場所は、現在、マンションが建っていますが、住人の方は東側に21階建てのマンションが建つ可能性があることを理解していらっしゃるのでしょうか。

もう一点、第1街区ですが、以前、ここと駅との間の交番の横に建っていたビルが無くなった時に、空が見え、良い空間だと感じたことがあります。その広がった空

間の奥に、大きな壁ができてしまわないかなと思います。  
その認識の共有のため、旧百貨店の何倍くらいの高さの  
建物が建つ予定かをお示しいただけないでしょうか。

質問が一つとお願いが一つです。

事務局  
(市街地整備課長)

北側マンションにつきましては、1月の説明会に、こちら  
の住民の方も何人か参加されました。その際に21階建  
ての建物が予定されていることもご説明しましたが、日  
照に係るご質問は特にございませんでした。旧百貨店は、  
8階建てであり、今回の計画は、21階建てでございますの  
で、倍より少し高いくらいの高さになろうかと思えます。  
8階と21階の階数を比べると3倍程高くなるように思うか  
もしれませんが、全体を店舗で建てる場合と住宅で建て  
る場合とでは1階あたりの高さは異なりますので、2倍よ  
り少し高いくらいになると考えております。

よろしくお願いいたします。

委 員

21階との話ですが、斜線制限はかかるのでしょうか。  
ここの北側の噴水で屋台など色々な活動をされていると  
思いますので、そこに対する配慮というのが必要になる  
と思います。そこも併せてご検討いただければと思いま  
す。

事務局  
(市街地整備課長)

こちらは法令遵守が原則となりますが、建物自体の高  
さ以外に建物の形や色などにより圧迫感を和らげること  
ができますので、今後、できるだけ圧迫感のない建物の  
計画を準備組合にお願いしていきたいと考えておりま  
す。

委 員

先程、冒頭でお願いした第3街区の福祉施設について、これは大垣市で、今後、作られる第9期大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画との整合性を保って計画をお願いしたいと思います。要望ですけど、ご返答をお願いいたします。

事務局

(市街地整備課長)

関係部局と十分に調整させていただきます。よろしく  
お願いいたします。

委 員

第1街区の21階建てについてですが、北地区においてマンション建設に対する反対運動もありましたので、少し危惧しております。隣接するマンションの東側の住人は、この建物が建つと朝日はあたらなくなってしまうかと思  
います。そういう点で、北地区でのマンション建設の説明  
会では、季節毎の日光の当たり方を描いた図を示して説明  
しておりました。ここに住んでいる方がこのことをはっき  
り認識していらっしゃれば良いのですが、計画が決定され  
、実際の建設時に想像していたものとは異なる建物が建  
てられるとなると大変気の毒なことと思いますので、住  
人の皆さんが納得するまで、しっかりと説明していただき  
たい。また、21階というのはもう決定なのかどうか、そ  
の2点をお答えいただきたい。

事務局

(市街地整備課長)

21階建てについては、現在の基本計画の内容であり、  
今後、変わる可能性はございます。

また、先程の説明について一部説明が足りず、申し訳  
ありませんが、参考資料の第1街区は、この黄色部分の全  
てが21階建てではありません。北から半分程の住宅部分  
が21階建てとなり、周辺建物への影響を考慮した形で、

現在、検討されているところでございます。今後、計画が具体化しましたら、また、事前に地元の方々に説明させていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

副会長

第1街区の半分が21階建てという説明でしたが、残った半分は何階建てになりますか？

事務局

(市街地整備課長)

残った南側の半分は店舗等が入りますので、三階建てになります。

委 員

第2街区の駐車場に関して、奥まった位置の駐車場になりますので、交通計画としてどのように考えられているかをご質問したいです。

二点目は、第1街区の高層棟について、先ほど■■■■委員がおっしゃった圧迫感を無くす方法としては、高層棟を南側によせるということも考えられますが、北側に寄せられている理由を教えてくださいと思います。

三点目は、要望になるかもしれませんが、第1街区は駅前広場と連携して賑わいを作っていくための仕掛けになるかと思えます。しかし、人の行き来について、大きな道が間に入るため、交通計画も踏まえ計画しないと、実際、人が歩かないといえますか、ちょっと不便になって賑わいとしてはあまり盛り上がってこないこともあろうかと思えます。こちらも何か考えておられるのであれば、ご説明をお願いいたします。

事務局

(市街地整備課長)

人の流れに関しては、具体的な検討はしておりませんが、駐車場と駅通りに関しては、こうしたものが建つと、

当然、人の流れも変わってきますので、そうした部分も十分に考えながら、市も準備組合と一緒に、検討してまいりたいと考えております。

駐車場の交通計画につきましては、入口部分の市道が一方通行ということもあり、皆様に安全にご利用いただけるよう検討を進めているところでございます。

よろしく願いいたします。

また、高層棟の位置変更につきましては、南に寄せますと、近隣のマンションへの日照などの課題もございしますので、景観と日照、双方考えながら、より良い計画と一緒に考えていきたいと思っております。

委 員

ありがとうございます。

大垣駅を降り立った方が大垣の街並みをみたときに、高い建物があるとそこで目が留まってしまうため、お城がみえる等、そうした形で開けているのが一番良いと思います。大垣駅前全体でそうした景観上の仕掛けというものを考えていただきたいと思います。

副会長

今のご意見も参考にさせていただいて、よろしく願いいたします。

事務局

(市街地整備課長)

準備組合とも検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委 員

私が関わっているある町の話ですが、商店街の街区外側の大通りに表を向けたマンションが乱立し、その住人が後ろ側の街に歩いて出ていかないという声が商店街から聞かれます。マンションを売る側の論理としては、マ

ンションから出て、駅に向かうために大通りを歩くだろうということで、玄関などをそちらに向けますが、商店街側に人が出る仕掛けを作ってもらった方が街に対して波及効果が大きいという意見が聞かれました。

そもそもこの駅前に人を居住させることは、ウォーカブルな街にしていこうという思い入れかと考えられます。そうすると、そのためのマンションの住人が、実は、大垣の街中を歩いてないよ、という状況になると、ちょっとずれているなという気がします。ここに居住させること自体、施設を建てること自体に反対ではありませんが、今後は、この施設を使われる方がきちんと街の中を歩いていけるような仕掛け、それを同時に考えていただけないかなと思っております。

少し突っ込んでいえば、今回の図面で水路中心線と書かれている辺りには、かつて、旧百貨店のビルとビルの間に水路とベンチがあり、学校帰りに立ち話などした思い出があります。多分、このまま何も言わずにいくと、ここは完全にこの再開発事業にとっては裏側になり、今、既存のマンションにとっても表側ではないので、裏、裏となってしまう、先ほど申し上げたように、人の流れとしては大通り側、駅の方ばかりを向いて街の中へ回遊していくための入り口にならないか思います。ですので、街を回遊するきっかけになるような基盤づくりも併せてご検討いただければと思います。

事務局

(市街地整備課長)

人の流れに関しましては、歩行者動線に配慮した通路や緑地帯を検討しつつ、快適に街中を歩いていただけるような仕組みも検討させていただきますので、よろしくお願いたします。

副会長

大事なことです。ですからよろしくお願ひいたします。

また、今回の話がだんだん形になってくると色々なご意見が出てくるかと思ひます。けれども、建ち始めてからでは遅い時もありますので、建つ前にしっかりと皆さんのご意見を聞いていただいて、また、こうした会議なども開いていただいて色々な意見を聞いてもらうといいと思ひます。事務局もよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

多くのご意見もご質問もあり、ありがとうございます。今日、提案されたことにつきましては、色々のご審議を賜ったわけではございますけれども、今日、お諮りする二議案については、適切な形で進めていただきたいと答申したいと思ひます。皆様方のご審議、まだまだあるかと思ひますが、今日のところはこれで審議を閉じさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし

副会長

では、ここで閉じさせていただきます、車戸会長さんに進めていただきますので、よろしくお願ひします。

会 長

※ 再入室

ありがとうございます。

別室で審議の内容を聞いておりました。今日は容積率の都市計画上の決定ですので、そこだけのご理解の程、よろしくお願ひいたします。

先程の人の行き来の件につきましては、かなり西側の広場に人が出てきますので、逆にかなり良い流れができるかと思っております。それから、21階建てのマンションの日陰につきましては、全部書いてお渡ししてあります、L型ですので、あのボリュームとなるのは3階までで、11mのものがすーっと建つだけですので、圧迫感はかなりなくなるかと思えます。

色々のご意見いただきましてありがとうございます。アドバイザーとして、もう少し関わりますので、地権者の方々に皆さんのご意見をお伝えしたいと思えます。

副会長もありがとうございます。

本日の議案は以上でございます。

傍聴の方につきましては、ご退出いただきますようお願いいたします。

それでは、これをもちまして大垣市都市計画景観審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして「4. 報告事項」について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

(都市計画決課  
主幹)

※報告事項について説明

- (1) 大垣市立地適正化計画の軽微な変更について
- (2) 大垣市立地適正化計画の中間評価について

会 長

次に、「5. その他」でございますが、全体を通して、何かございましたら、ご発言をお願いします。何かご意見・ご発言よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。ご発言も無いようですので、こ

れを持ちまして終了させていただきます。円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

事務局  
(都市計画部長)

委員の皆様には、慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

本日の議案につきましては、原案のとおりご承認いただきまして、ありがとうございます。

また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日いただいたご意見につきましては、今後の都市計画に活用させていただきたいと思っております。

ご出席の委員の皆様におかれましては、本年の7月末をもちまして任期満了となりますが、現在のところ、それまでに審議会の予定はございません。

また、8月以降の都市計画景観審議会の予定案件といたしましては、大垣市都市計画マスタープラン、立地適正化計画、景観計画の改定などを予定しております。

令和4年8月から2年間、お引き受けいただき、誠にありがとうございました。

本日も委員の皆様のご協力により会議を円滑に進行することができました。重ねて厚くお礼申し上げます。

それでは、これをもちまして大垣市都市計画景観審議会を閉会とさせていただきます。

お気をつけてお帰りくださいませ。誠にありがとうございました。

(閉会時刻 午後2時21分)